宝くじスポーツフェア　ドリーム・サッカーin 新富売店設置要項

１ 趣旨

この要項は、宝くじスポーツフェア　ドリーム・サッカーin 新富において、ドリーム・サッカーin 新富実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

２ 設置場所

売店の設置場所は、いちご宮崎新富サッカー場とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

３ 設置期間

売店の設置期間は、令和９年１月２４日（日）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

４ 開設時間

売店の開設時間は、開催当日の午前８時からイベント終了１時間後までとする。ただし、実行委員会は、出店状況を勘案し、実情に応じてこれを変更できるものとする。

５ 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は実行委員会が決定する。出店規模は、１店舗あたり１ブースとする。ただし、実行委員会は、出店状況を勘案し、実情に応じてこれを変更できるものとする。

６ 運営設備等

必要な設備等（テント、発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、出店者は、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

７ 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第１号)、売店出店概要書（様式第２号)、売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第３号)、誓約書兼承諾書（様式第４号)、主たる事業所のある自治体の市町村税の完納証明書（発行日より３ヶ月以内のもの。写し可)、売店従事者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等、公的機関が発行

した写真付きで本人確認ができるものの写し)、営業許可証の写し（飲食物を販売する場合に限る。）及びその他実行委員会が必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。なお、申請書は、出店を希望する会場ごとに１通ずつ提出すること。

８ 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

（１）郷土物産品

新富町又は宮崎県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、水産加工物、菓子等の土産品については、この中に含むものとする。

（２）飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工された　もので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

（３）その他実行委員会が特に必要と認めたもの

９ 出店条件

出店者は、（１）の条件のいずれかに該当し、かつ（２）の条件をいずれも満たす者とする。

（１）次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として新富町商工会会員に登録している者

イ その他実行委員会が認めた者

（２）次の条件のいずれも満たす者

ア 開催当日、本要項で定める開設時間を遵守すること。

イ 法令等により許可を必要とする営業については、当該許可を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、１年以内に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、１年以内に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、赤痢菌、サルモネラ属菌を含む検便検査を出店前1か月以内に各自で実施できること。
カ 申請書提出時点において、主たる事業所のある自治体の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
キ 出店者の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
ク 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 出店者の選定
実行委員会は、７に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。
（１）売店等の取扱品目に係る業種別協議会、商工会、協同組合等の団体
（２）社会福祉施設又は社会福祉法人等
（３）前２号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者
なお、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

11 出店許可証の交付
実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第５号）を発行した後、売店出店許可証（様式第６号）を交付する。

12 売店運営
出店者は、次の事項を遵守し、必要に応じて実行委員会の指示に従うものとする。
（１） 食品関係売店
ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
エ 廃棄物収納容器は、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。
（２）その他の売店
取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

13 保健所への手続き
食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、売店許可決定通知書（様式第５号）を受け取ったときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店の監督
実行委員会は売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営に関する事項について監督する。

15 売店責任者
（１）出店者は、売店責任者を定め、必ず常駐させるものとする。
（２）売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
（３）売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
（４）食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項
出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
（２）商品を不当に高額な価格で販売すること。
（３）指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
（４）競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
（５）アルコール飲料及び危険物を販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。

（６）許可された品目以外の物品等を取り扱うこと。
（７）拡声器及び音響機器類を使用すること。
（８）火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
（９）調理従事者の追加、変更、削除を行うこと。ただし、調理従事者以外の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
（10）前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項
出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
（２）売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
（３）販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
（４）売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
（５）飲食物を販売する売店にあっては、ごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
（６）販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、搬入車両は、原則として１売店につき１台とする。
（７）販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
（８）服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するＡＤカードを着用すること。
（９）接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
（10）飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
（11）天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
（12）実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には、出店者、従事者又はその代理者が必ず出席すること。

（13）関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告する。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

（１）関係法令及び本要項に違反したとき。

（２）売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

（３）保健所からの指示があったとき。

（４）前３号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不適当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者及びその従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

23 補填及び補償

（１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

（２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

（１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。